

令和5年度京丹後市一般会計補正予算(第2号)

国において低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金が創設され、早期に執行するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年4月21日付けの専決処分により補正予算を編成しました。

●令和5年度一般会計補正予算●

第2号 補正額 6,391万円

(補正後予算額:376億5,091万円)

◆物価高騰対策 低所得の子育て世帯支援

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業 【6,401万円】

【給付額】 対象児童1人当たり5万円

(内訳)

給付金分6,280万円、事務費分121万円

【給付対象】 【ひとり親世帯】

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている者 (5月24日支給予定)
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない者 (児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る) ※要申請
- ③ 食費等の物価高騰等の影響を受けて家計が急変し、収入見込額が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者 ※要申請

【ひとり親世帯以外の世帯】

- ① 令和4年度の「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)」の支給を受けている者 (5月30日支給予定)
- ② ①以外で、食費等の物価高騰の影響を受けて、家計が急変し、住民税均等割が課税されていない者、又は条例により住民税均等割を免除された者と同様の事情にあると認められる者 ※要申請

※総額調整のため予備費10万円減額により補正額は6,391万円